別表第二（第十三条、第十五条、第二十一条、第二十二条関係）

（昭五二政一七・追加、昭五七政二三六・平一三政三四七・平二五政一一九・一部改正）

等級	障害の状態
一級	一　両眼の視力が〇・〇二以下のもの 二　両上肢の用を全く廃したもの 三　両下肢の用を全く廃したもの 四　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの 五　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 六　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
二級	一　両眼の視力が〇・〇四以下のもの 二　一眼の視力が〇・〇二以下で、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下のもの 三　両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの 四　咀嚼（そしゃく）又は言語の機能を廃したもの 五　一上肢の用を全く廃したもの 六　一下肢の用を全く廃したもの 七　体幹の機能に高度の障害を有するもの 八　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のもの 九　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 十　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
三級	一　両眼の視力が〇・一以下のもの 二　両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度のもの

	三　咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に著しい障害を有するもの 四　一上肢の機能に著しい障害を有するもの 五　一下肢の機能に著しい障害を有するもの 六　体幹の機能に著しい障害を有するもの 七　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 八　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 九　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。